

第 11 回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成 28 年 5 月 24 日（火）13:00～15:20

場 所：議事堂 6 階 601 委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員 13 人

資料：検討会資料

資料 1 パブリックコメント意見及び関係団体意見の概要と当検討会の考え方（案）

資料 1－2 パブリックコメント意見集約表

資料 1－3 関係団体意見集約表

資料 2 三重県手話言語条例案（概要）

資料 3 三重県手話言語条例案

資料 4 三重県手話言語条例案前文案

資料 5 三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正等について

委員：それでは、ただ今から、第 11 回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。ちょっとのどの調子が悪くて、お聞き苦しい点があるかも知りませんが、お詫びを申し上げます。

パブリックコメントによる意見及び関係団体からの意見

委員：それでは、パブリックコメントによる意見及び関係団体からの意見の検討に入ります。資料 1 をご覧ください。

4 月 13 日から 5 月 12 日までの間、パブリックコメントを実施し、併せて関係団体への意見照会を実施しました。パブリックコメント及び関係団体への意見照会の結果、合わせて 236 件のご意見をいただきました。

非常にたくさんの意見をいただきましたので、議論を整理するため、類似の意見をまとめて資料 1 のとおり整理をいたしました。意見の検討については、資料 1 で行いたいと思います。

個別意見については、個人からのものと関係団体からのものに分け、資料 1－2 及び資料 1－3 にまとめています。資料 1 は要約してありますので、個別の意見を取り上げて議論する必要がある場合は、ご意見をいただきますようお願いいたします。

パブリックコメントによる意見等に対する当検討会の考え方についての案を正副座長で考えてみましたので、条文ごとに事務局より説明をさせます。

事務局：それでは資料 1、それから資料 3 ですね。条文がございますので、こちらの方合わせてご覧いただきたいと思います。それではまず、条文ごとということでございますので、まず全般のほうからご説明させていただきます。まず 1 つ

目の意見としましては、条文の文末が「～するものとする」とあるのは、「～する」や「～しなければならない」といった表現に修正すべきである。こちらの方の正副座長案としましては、「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用させていただいているということでございます。

それから2番目としまして、条文の文末が、「努めるものとする」とあるのは、「講ずる」や「行う」といった表現に修正すべきであるというご意見でございます。考え方としましては、本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えております、ということです。

それから3番目ですけれども、「ろう者」という表現では、難聴者や中途失聴者が含まれなくなるなど、条例の対象範囲が限定されるおそれがあるため、「手話を使用する者」や「手話を必要とする者」、「手話を言語としている人」といった表現に修正すべきである、というご意見でございます。こちらにつきましては、当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であるということを検討会の中でも確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいるという考え方でございます。それと、「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えております。

4番目でございます。「手話」ではなく、国際的にも使用されている「手語」としてはどうか、というご意見でございますが、本条例案では、一般的な表現である「手話」を使用させていただいております。

5番目です。条例案については、ろう者や手話の普及に関する規定はあるが、手話通訳者に関する規定がないため、「手話通訳者が安心、安全に働ける環境整備を行う」といった規定を設けてはどうか、というご意見に対しまして、手話通訳者を行う人材の確保に当たり、手話通訳者の労働環境の整備を行うことは重要であると考えていますので、手話通訳者の待遇の改善等が課題であることを前文に規定します。ということで、ちょっと先になりますけれども、資料4なんですけれども、この前文の真ん中の段です。網掛けのしてあるところで、「特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている」という文言を盛り込ませていただきました。

それから6番目ですけれども、施策がどの程度進められたかを県として把握すべきだと考えるため、「県は毎年5月に基本的施策の推進状況を把握するた

めの調査を行う」ことを明記すべきというご意見がございました。本条例の基づく施策は、障害者計画において定めることから、その実施状況については、計画の進捗管理の中で把握されるものと考えております。

それから7番目。手話言語条例の見直し規定を条例に規定すべきである。例えば、「県は、本条例制定から3年後を目途に、本条例の全般的な見直しを図ることとする。」といった規定を設けてはどうか。ということで、こちらに対しましては、三重県議会では、「条例の見直しを不断に行うのは、議会の当然の役目である」と考えており、条例の見直しに関する規定を附則に規定します。ということで、こちらは資料3の5ページをご覧ください。こちらに附則としまして、網掛けの部分で、「この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」といった改正についての条文を盛り込ませていただいております。全般につきましては、以上でございます。

委員：そうしましたら、全般のところ、個々に色々いただいた意見を概ねこの7つくらいに全般的なことで集約をして、意見の概要としてまとめさせていただきまして、それについての考え方を正副座長で、先ほど事務局から説明いただいたような形で、検討会の考え方の案ということで一応作らせていただきました。これについて、皆さんからご意見はございますでしょうか。

文末の表現のところとか、結構この検討会でも議論があったところで、議論の結果こういう形になったというところで、これはご意見もいただいておりますけど、その議論の経過をご理解いただくような形で正副案としては作らせていただきました。それから、先ほども説明ありましたように、5番のところの手話通訳者の待遇改善というのは、かなり議論があったところですけども、条文としてなかなかそのことすばりを書くというのは、書きにくいところもあるのかなというところで、もちろん施策の中ではそれを進めていただくということが大事だと思っておりますが、そうは言いながらも、パブコメでもこういうご意見もいただいておりますので、前文にそのことをしっかりと書かせていただくということで対応ができたかなということ。あと、条例の見直し規定についてはもうご指摘のとおりかなということもありまして、附則のところに見直し規定を入れるということで修正をさせてもらっています。そのような説明でしたが、他にどうですかね。このような回答でいいのか、あるいはここについてどうだというのがもしあれば。

委員：前文とこの条例の文との関連と言いますか、しっかりと条例の中に盛り込むべきじゃないかなと思ったりもするんですけども、その手話通訳者の待遇とかについては、それはどういうふうな位置づけであるんでしょうか。全体的に全部がそれというふうに見えるんでしょうか。

委員：基本的には、前文というのが、前にも議論ありましたように、我々のというか、検討会の皆さんの思いを詰め込んだものであるのかなと思っております。皆さ

んから色んなご意見が出たことを基本的には前文に詰め込みましょうということで、この案ができてきているという前提があると思います。

条文に書くかどうかという話でいくと、やはり条文になじむもの、なじまないものというのが当然あるということがありまして、この手話通訳者の確保とか、手話通訳者の必要性ということは当然なんですけれども、待遇のことまで条文に具体的に書き込むことがいいのかと言うと、それは具体的な施策のほうで今後やっていくべきことであって、条例に手話通訳者の待遇を書き込むというのは、手話が言語であるというこの条例の理念からいっても、ちょっと条文にするにはなじまないのかなという整理を正副でさせていただきました。ただ、思いとしては、たくさんそういう声も当事者の皆さんからもいただいておりますので、それは書き込む必要があるんだろうということで、強い思いを前文に敢えて書かせていただいたという整理にさせていただきましたところ。そんな整理を正副としてはさせていただきました。

委員： 県の責務の第3条の中で、「手話を使用する上で障壁となるものの除去について必要かつ合理的な配慮」とか、そういった部分にそれが含まれるというふうに考えられますか。

委員： そうですね。3条のところは、ちょっとまた後でも、パブコメで3条についてもいただいていますので、議論していただくところもあるのかなと思いますが、基本的には、県の責務の中にも含まれてくると思いますし、全体的に、あと当然、県だけじゃなくて事業者のところでも手話通訳者等、普及、発展という書き方になっていきますけれども、色んな人材の育成という文もあったと思いますし、色んなところに絡んでくるものではあるのかなというふうには思います。ただ、待遇ということだけを書くということはちょっとどうかなということで、前文に書かせて、大事なことなんですけれども、という整理にさせてもらっています。

委員： 「ろう者」という言葉に対しての定義づけ云々のところなんですけれども、当検討会では、軽度難聴者、中途失聴者なども手話を使用している者も含んでいるという形で理解をしているということなんですけれども、どうもちょっと関係団体意見集約表の資料1-3を見させていただいていると、私もこれは質問させていただいたところなんです、が、「ろう者」は自らのアイデンティティにより称するものであって、定義づけは逆に危険であると。そんなご意見がある中で、だからこそ、条例では「ろう者」ではなく、手話を必要としているろう者や難聴者、中途失聴者のために、「手話が必要な人」という言葉を使ってほしいという意見と、あと3番目に、「ろう者」の言葉を条例に使うのは抵抗があります。誰がろう者と決めるのか。自分でろう者というのは構わないが。ということで、若干我々がこの検討会で確認した内容と、実際にろう者の方々の「ろう者」の表す意味とか、ちょっと違いがあるような気がするんですね。検討会で定義づけをしないということであったんですけれども、理解を委員間の

中で決めてしまった中で、逆にちょっと違った中で定義づけをしてしまっている状況があるのかなということ、少しここは気になるんですけども、いかがでしょう。

委員：これは事務局で、逆に「手話を使用する者」あるいは「手話を必要とする者」というふうにすることについて、こういう意見もいただきましたので、正副でも検討したんですが、事務局の方でいろいろ調べてもらったところ、かえってそっちの方が曖昧になるんじゃないかという、ここに意見も書かせてもらったんですけども、この辺りについてちょっと説明していただけますか。

事務局：手話を使用する者等の用語については、例えば「ろう者」という言葉であれば、ある程度認識があると思うんですけど、手話を使用するという形になりますと、健常者の方でも手話を使用する人とか、いろいろ定義づけが曖昧になる部分も出てきまして、それで条例の中では、「ろう者」自体は定義づけは一応しないということで、団体からの意見もいただいておりますので、そこは条例の中であまりはっきり定義づけはしていないものの、解説等の中でこういった方を含みますという、そこはちょっと曖昧な形で残していくというのがいいんじゃないかなと考えております。

委員：そういう意味で、「ろう者」は、おそらく一般的にその言葉は通じる部分もあると思うんですけど、その幅というのは、おそらく委員が言われたように、人によって幅が違ったりする部分は、それを敢えて定義づけすることは難しい。でも、それに変わる用語がピタッと当てはまるものがあるのかと言うと、正直難しいところがあるのかなと。敢えて「ろう者」という言葉を使う方が人の幅はあるとはいえ、条例の思いというのは、対象というのがちょっと曖昧にはなるものの、そのほうが対象としてはどちらかというと分かりやすいかなという整理はさせていただきました。ただ、ふさわしい言葉があれば、それに替えてもいいんじゃないかなという議論をしていたんですが、先ほどの説明のように、ここで言う「手話を使用する者」とか「手話を必要とする者」としてしまうほうが逆に対象がまた我々が「ろう者」とイメージしているものとちょっと違って来る可能性があるんじゃないかな、かえって曖昧になるんじゃないかなということを正副では議論していました。逆に一番「ろう者」がわかりやすいのかなという整理なんですけれども、いかがですかね。

委員：非常に重要な部分かなと思ったものですから、このご意見をいただいた方がそれでご納得いただけるようであればいいとは思うんですけども、確かに他の言葉というのはなかなか難しい部分もありますし、「ろう者」とご自身で自覚をされている方がそういった形でご理解いただけるならいいとは思いますが。

委員：逐条解説は、後ほど見ていただきますけれども、逐条解説である程度整理するところは、条例上は定義しないんですけども、やはり分かりにくいところは解説という形で付けてやろうとは思っておりますし、他の県の条例でも、基本

的には「ろう者」という言葉でよかったんですよ。

事務局：基本的には、他の県の条例も「ろう者」という言葉を使っておりまして、あと三重県内で市の条例、伊勢とか松阪市などは、ろう者じゃない表現を使っているところもあるんですけども、それでもそれぞれ各市でも前文にろう者という言葉が出てきたり、そこは使い方が非常にろう者とそれ以外の手話を必要とする者、2つ出てきたりするような形になっていたりもして、どうしても「ろう者」という言葉を使っていかないといけない部分もあるのかなという気はします。

委員：そういうことも含めて、今回、この検討会案のとおり「ろう者」のまま、それに変わる言葉がなかなかないのではないかとということで、他県の例も見て、このような形で回答させてもらえたらなというふうに思っています。他にいかがですか。全般的なことについて。

委員：自分でも迷っている点があるんですけど、今の全般の意見のところの部分で書き足した部分が2箇所。5番と7番のところですが、5番の前文に書き込んだところの「手話通訳者の待遇の改善等」という言葉がありますが、待遇の改善というのが「待遇」って使うべきなのかなって、ちょっと引っ掛かったりもして、このご意見のあった方の提案では、安心、安全に働ける環境整備という言葉を使ってもらっているんですけど、手話通訳者の働ける環境整備というほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、皆さんのご意見を聞かせていただきたいなと思っております。

委員：というご意見ですが、皆さんいかがですか。これは、確かいくつか意見があって、待遇の改善を求める意見も確か出ていたんですよ。ここに書いてあるような安心して働けるというのもありますし、ここについて結構いくつか意見があったものをこういうまとめ方を資料1でしてあるということで、総合的に待遇をとという声も強くあったというふうな認識はあるんですけど。

委員：私もこのことに関しましては、やはり手話通訳者の方の待遇の改善というの大きな課題の一つだと思うんです。それから、それに関しましては、これから手話通訳を目指していただく方、団体の方からお話も聞かせていただきましたが、年齢的にも若い方がなかなかいच्छゃらないというこれから先のことと、手話通訳をされている方の特有なその後で出てくる障がいなどのこともすごく危惧されている部分があります。そういうことを考えてみると、当然安心、安全に働けるというまず環境整備やこれからの人材育成、色んなことを包括して考えてこなければいけないと思ったりもしますが、一つは大きく待遇の改善という言葉は必要かなというふうには思うんです。ですので、その部分と労働環境の整備という意味合いがここに入ってこないといけないのかなということは考えます。

委員：他の皆さん、ご意見どうですか。書き方的なところもあれですけども、「待遇」という言葉の表現をとというご意見に対して、当然安心して働くことができ

ることと、待遇の改善というのが具体的に両方とも大事なんじゃないかというお話でしたけど、いかがですかね。

委員：今、ちょっと「待遇」という言葉について調べてみたんですけども、「人をもてなすこと、あしらい」の他に給与、勤務時間など雇用者の勤労者に対する取扱い、処遇ということが出ているので、待遇という言葉でいいのかなと思ったところですけども、委員がおっしゃったように、待遇の改善というのは大事なことでありますけれど、その環境整備ということも意味的に何か含んでいたらいいなと思いました。

委員：資料4のところ、「特に手話通訳者が」という網掛けのところ、安心して働くことができるようというところで、手話通訳者の待遇改善を図ることが求められているという書き方ですので、安心して働くことができるよう待遇改善というこの言い回しからいくと、環境整備という捉え方も意味としてはあるのかなという感じはします。そういう書き方にはさせてもらってあるんですけども。

委員：こういう議論があったら、これで結構かと思います。

委員：よろしいですかね。この待遇の書きぶりについては。後で前文のところも見ていただきますので、後でまた色んな他の条文の議論をしていく中で、もしここ気づいたら戻りますけれども、前文はまた後で議論していただきます。とりあえず今のところは、こういう形ということでご了解いただいたということで、ほか全般的なところよろしいですか。

事務局：補足という形で。先ほどの待遇改善という話が出てきましたが、労働法関係でいえば待遇という言葉を使わないんですね。処遇改善という、労働条件を改善することは処遇改善と言います。たぶん環境整備は、職場環境の整備ということも含めて、労働条件の整備と職場環境の整備を含めて環境整備という言葉を使ってみえるんじゃないかなという感じはするんですが、ただ概念がもうちょっと広いかもわからないですね。言ってみえる方のご意見というのは。

委員：そうすると、処遇改善というと労働条件の改善。待遇というと。

事務局：待遇というと、先ほど言いました本来おもてなし、それが派生してただ給与をよくするとか、という形です。労働法制では処遇改善という言葉を使います。

委員：前文に書く場合には待遇という言葉のほうがピタっとくる場合はこれもありということですね。

事務局：ありですね。どういう意味で使うかということだと思います。

委員：おそらく労働法制上の処遇という意味だけではないのかなという気はしますので、処遇というよりは今の議論、環境整備とかも含めるんだと待遇の方がなじむのかなと、今のご説明を聞くとと思いますが、それでよろしいですかね。ということで、処遇、待遇のことを頭の隅っこに少し置いていただいて、また前文の議論を後にするときにもまたご意見があったら言ってください。それでは、続いて第1条の「目的」のところをさせていただきたいと思いますが、事務局。

事務局：それでは8番目の「目的」のところでございますが、「手話等に関する基本理念を定め」とあるが、基本理念には「手話」に関する事項しか記載されていないため、「手話等」ではなく、「手話」とすべきである。というご意見をいただきました。こちらのほうなんですけど、第2の基本理念につきましては、手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現について定めており、条文の構成上、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを「手話等」と規定させていただいているというところでございます。

それから9番目ですけれども、目的の中に、障害者差別禁止法や障害者権利条約に規定されている「社会的障壁の除去」といった表現を盛り込むべきである。というご意見がございまして、これに対しまして、目的に規定する「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会」には、社会的障壁のない社会という趣旨が含まれております。また、本条例案では、県の責務として、「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行う」と規定しており、社会的障壁の除去に関する内容は、他の条文でも規定されているということでございます。

委員：というところが目的について、大きく2つの意見に対して考え方を書かせていただきましたが、ご意見はありますか。8番目の「手話等」の「等」というのは、おそらく意見をいただいた方の趣旨としては、手話以外の情報コミュニケーション手段も含んでというのが急に出てくるとおかしいよねという趣旨であったのかなと思ってございまして、そうじゃなくて、手話だけなんだから「等」はいらないんじゃないかということですが、ここで言うところの「手話等」はここに説明してありますとおり、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」ということを「手話等」という言葉で表現をしていると。条文構成上もう一回これを書くのも長いですので、という意味の「等」ですので、ちょっと意味合いは違いますという説明と、あとは障害者差別禁止法、あるいは障害者権利条例に規定されている「社会的障壁の除去」という表現について、これについても当然趣旨はそのとおりなんですけど、ご意見いただいたとおりで、県の責務とかいろんなところにそういう形でその趣旨は書いてあります、ということで説明は作らせていただいたんですけども、この形についていかがでしょうか。ご意見について、よろしいですかね。

だいたいこの説明で、言われている趣旨は、特に9番などはそのとおりで入っています、ということになりますし、8番については、こちらの「等」の意図はこういう意図です、ということでしっかり説明をさせていただいたということとさせていただきますらなと思いますが、よろしいですかね。次へ進ませていただいて。

それでは次、第2条の「基本理念」のところを事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局：それでは10番の基本理念につきまして、手話等の必要性や聴覚障がいへの

理解を深める必要があると考えるため、基本理念として「聴覚障がいに対する知識の向上を図り、聴覚障がいへの理解を深める」という趣旨を盛り込むべきである。こちらにつきましては、本条例案では、目的において共生社会の実現を図ることを規定しており、手話に関する学習等を通じて、共生社会についての理解を深める中で、聴覚障がいや手話の必要性についての理解が深められるものと考えております。

11 番目ですけれども、「日常生活又は社会生活を営むために」という表現では、日常生活か社会生活かのどちらか一方に限定するように読めるため、「日常生活及び社会生活を営むために」とすべきである。こちらのほうですが、「日常生活又は社会生活」における「又は」は、いずれか一方に限定するものではありませんが、誤解されるおそれがあることを踏まえ、「及び」に修正させていただきます。

それから 12 番。「又は他人」とあるが、「又は」は削るべきである。ということですが、「又は」につきましては、その前にあります情報の取得、意思表示と他人の意思疎通を接続するために必要な文言として置かせていただいております。それで、先ほどの 11 番のところでも「日常生活又は社会生活」を「及び」と変更いたしましたので、こちらの方も「及び」という形で修正させていただこうかと考えております。それから、その下で「他人」という表現には違和感があり、家族や友達が含まれないように思われるため、「他人との意思疎通」とあるのは、「他の人との意思疎通」とすべきである。というご意見をいただいております。これは、検討会の中でもちょっと議論があったんですけれども、「他人」については障害者基本法第 22 条の規定に従っており、「他人」と規定することについてはご理解いただきたいと考えております。なお、ここでの「他人」というのは、家族を含め、当事者以外の者を指します。

それから 13 番目の「文化的所産」という表現はわかりにくいいため、「手話は独自の言語体系を有し、手の動きや身体的な動きで視覚的に表現する視覚言語であって」、と修正してはどうか、というご意見をいただいております。こちらの表現につきまして、手話が持つ特徴につきましては、前文に規定します。資料 4 の前文ですけれども、この冒頭の部分で「手話は物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり」と、手話については前文の方で書かせていただいております。

委員：ということで、基本理念のところは大きく 4 つにいただいた意見が、同様の意見ということでまとめられるのかなということですが、今の正副の考え方の説明というところで今ご説明いただきましたが、ご意見はいかがでしょうか。先ほどの説明のとおり、誤解を与えるおそれがあるということも含めて、この「又は」というところは「及び」に直させていただくということと、それから手話の持つ特徴ということを前文にしっかり書いてあるということで、文化的所産という表現は多少わかりにくいのかも分かりませんが、その意味合い

というところは前文にしっかりと書いてありますよというご説明を書かせてもらいました。

あとは「他人」というのは、確かに、検討会でも一度議論があったかなと思いますが、そのときも障害者基本法第 22 条でそう規定されているということで、それに従った文言として使わせていただいていますので、これは法に基づいてということで、この言葉でいかせてもらいたいし、ここに指摘されているようなことではなくて、当然当事者以外の全てを指すということで、ご指摘いただいていることの懸念の状況にはないということで、説明しっかり書かせていただきました。

事務局：「他人」とかちょっと分かりにくい部分に関しては、解説の方でも家族等も含むという形で、そういった注釈は付けさせていただきたいと思います。

委員：ということで、やっぱり議論があったところとか、わかりにくいなと指摘を受けたところは、条文になかなかそのとおりに変えられなくても、文言の中で法に基づいての部分とかは、逐条解説にはしっかり書いて誤解を与えないようにというふうにはさせていただきたいと思っています。ということで、基本理念はいかがですか。

委員：文化的所産のところですけども、ご意見を読ませていただくと、独自の言語体系を有し、というところまでは元々入っていて、こうこうこういう視覚言語であって、あくまでも言語としての説明になってしまいます。でも、文化的所産というのは、もっと広い意味、例えば、今まで手話がおかれてきた歴史とか、それでもなおやっぱり残そうとして必要だとして残したいと思われてきた人たちの考えであるとか、そういうこと全てを含んだ意味を持つ文化的所産という言葉であると思いますので、そういう意味でも是非この言葉はそのまま残すということでもいいと思います。

委員：というご意見もございまして、確かに、議論の中でもそういうことでこういう表現になっているかなと、過去のいろんな歴史も含めて、文化的所産という言葉以案に入れさせてもらっているというのがありますので、そのままでもいいんじゃないかというご意見でありました。他にどうですか。

委員：10 番の部分で、聴覚障がい者に対する知識の向上を図り、聴覚障がいへの理解を深めるという趣旨を盛り込んでほしいというご意見なんですけれども、こちらの理由は、手話に関する学習等を通じてその理解が深まっていくものと考えられるということなんです、たぶんご意見いただいた方は、まず理解をしてほしいと、理解をするために様々手話に関する学習等ですとか、共生社会に対しての理解を深めていくという、まず聴覚障がい者に対する知識の向上とか理解を深めるということが前提ではないんでしょうか、というご意見なのかなというふうに思いまして、考え方としては非常に重要なのではないかなという思いが。結果、理解が含まれていくということにはつながっていくんですけども、まず理解をしていこうという思いがあって、その後が続くのかなという、

そういったことをご指摘されているのかなと思うんですけども。

委員：なるほど。そうですね。ということで、基本理念のところにもなんらかの書き込みはするべきではないかと、その理解をするという意味合いをというご意見ですね。

委員：そうですね。そのほうが優しいのかなと、ご希望に沿う形なのかなという思いがありますけれども。

委員：この意見についてどうですか。皆さんのほうで。そういうふうに基本理念のところ、もうちょっと書きぶり、そうやって書き込んだほうがいいんじゃないかという意見ですけども、皆さんがそうだなというのであれば、ちょっと書きぶりを変えて、今の趣旨を入れるのも大事な点ではあるとは思いますがね。他の皆さんのご意見はどうですか。この基本理念のところ。「共生社会の実現」という言葉に広い意味でいうとそういうことなのかなと、そういう整理を目的のところでも基本理念にもしてある分はあるなということで、全く入っていないという意味ではたぶんないと思うんですけど、今のご意見だとよりそこをということですよ。

事務局：これまでの議論の経緯でいきますと、コミュニケーション条例にするかどうかというところで、要約筆記等他のものもある中で、この検討会の中では手話を言語として、手話にという部分できたことを考えますと、ここで聴覚障がい全般の話を入れるかどうか、そこも含めて検討の上で結論をお出しいただければなと思います。

委員：そのあたりのことも含めて、手話に特化したということで確かにきている条例ではあります。ただ、委員が言われたように、聴覚障がいの方への理解を深めていくということは当然必要なことであって、基本理念として、そこは必要なんじゃないかというご意見はあります。ただ、今のこの条文の中でも、基本的に共生社会という表現の中にそれを入れ込んであるかなというのは、なんとなく私も読んでいる中ではそう感じて、全く入っていないなという感じは受けないんですけども、そこを書くとしたら、例えばどういう書きぶりにするかも含めて、皆さんのご意見をいただけるとありがたいんですけどね、この基本理念のところ。

参考までに、例えば、基本理念をどうやって書きましょう。今のご意見を条文にすると何か案ありますか。

委員：今のところ、ちょっとすいません。

委員：書こうと思うとちょっと難しいのは難しいんやね。

委員：例えば、基本理念のところの「前条に規定する共生社会の実現」は、例えばそういうことに対する理解と手話言語にこういう認識、その下に図られるのであるという並列で書くとする、戻って、第1条の「聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現」って、もうここにこれだけ書いてあるのに、狭い言い方に

逆戻りをしてしまう気がするので、何かそこには書き込みにくいな。お考えはとてよく分かりますけれども、文章としてはすごく難しいなという気がします。

委員：非常に分かりやすく説明をいただいて、目的と基本理念の関係で。

委員：私も見ながら、かなり難しいなということですので、目的の部分を確認させていただくとかなりその意味合いについては、きちんと表記されていると思いますので、ちょっとこういった形でご理解いただくという方向で。

委員：よろしいですか。他にはどうですか。この基本理念のところ。よろしいですかね。また後で、もし今のことも含めて全体的にということがあればまたお聞きするとして、とりあえず基本理念のところは、まずは今のご説明させてもらったように、修正するところは「及び」という言葉のところとかは修正させていただき、あとのところは、こういう説明をさせていただきということで、考え方としてまとめさせていただきたいと思います。

それでは、次が第3の「県の責務」のところですね。

事務局：それでは14番の「県の責務」でございますが、県の責務の③について、ろう者の観光旅客だけを対象とするのではなく、滞在者全般を対象とすべきである、というご意見をいただいておりますが、本条例案では、ろう者である観光旅客のほか「ろう者である滞在者及び来訪者」を規定し、滞在者全般についての対応を定めているということで、ご意見にあることは条例に既に盛り込まれていると理解しております。

委員：これについてはいかがですか。ご意見のとおりにはなっていますという説明で、その議論も、この検討会でもしたように記憶しておりますが、このご意見のとおりだというふうに思いますが、これでよろしいですかね。ここについては。

それでは第4条について行かせていただきます。事務局お願いします。

事務局：市町との連携及び協力の部分でございますが、15としまして、「市町の責務」又は「市町の役割」を規定すべきである。こちらにつきましては、地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務」は規定せず、市町との連携協力を図る規定を設けました。ということでございます。それから16番としまして、市町との連携協力だけでなく、関係機関との連携協力も規定すべきである、ということでございますが、こちら関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。ということで、こちらの資料3の4条には、「関係機関」を加えさせていただきました。それから、17番ですけれども、第4は市町との連携及び協力という県の責務なので、第3の④とすべき。県の責務の中に加えてはどうかというご意見でございますが、市町との連携協力につきましては、責務とは異なることから第4として別に規定しております。こちらにつきましては、最初、県の責務の中にダブって書いてあったものを検討会の議論の中で、これは同じ内容だから削らせ

てもらおうかということで、削らせていただいたというふうに記憶しております。

委員： ということで、第4条のところは、大きく3つに意見をいただいています。今ご説明のとおりですけれども、16のところ「関係機関」については、確かにご指摘のとおりということもありまして、条文に「市町及び関係機関との連携」という形でしっかり加えさせていただきたいということで、案を作らせていただきました。あとの2つは、既に検討会で議論した内容だなということは思いますが、いかがですか。15のところは、確かに役割のところ、なかなかここは地方分権一括法という議論があったところでありましたし、市町と対等ということで、こういう表現になったところもありますし、17については、先ほど法務監の方から説明がありましたように、当初、案としては第3条の「県の責務」に入れてあったのを、2つダブるよねということで、第4条に1つに集約したという経緯もあるので、そのことをご理解いただくような形でまとめさせていただくということでよろしいですかね。

それでは、第5条の「県民の役割」のところへ移らせていただきたいと思いますので、事務局のほうで説明をお願いします。

事務局： それでは、県民の役割で18番としまして、①について、「県民は基本理念を理解するように努める」ではなく、「県民は基本理念を理解するように努め、聴覚障がいの有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与できるよう努めるものとする」としてはどうか。また、②についても、「基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及」とあるが、大切なことは聴覚障がいについての理解であると考えため、「基本理念や聴覚障がいに対する県民の理解の促進及び手話の普及」とすべきであるというご意見でございます。検討会案としましては、本条例案の基本理念は共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えております。

それから、19番でございます。②について、「ろう者及び手話通訳者等は県の施策に協力し」とあるのは「県の施策を推進するために協力し」と表現したほうがよい、というご意見でございます。これに対しまして、「施策を推進するために協力する」と規定するとその範囲が限定的になる可能性があることから、「県の施策に協力し」と規定しております。

委員： という説明をいただきました。ここも大きく2つの意見ですけれども、ご意見ございますか。18のところのご意見も、ご指摘のとおりなんですけれども、基本理念にこのことをしっかりうたってあって、県民の役割のところには、「県民は基本理念を理解するよう努めるものとする」という書き方がしてありますので、この書いていただいていることは基本理念に当然うたわれている内容であるということを見ると、2回同じことを書くよりは、こういう整理になっ

ているということで理解をいただけたらなど。あと、「推進するための協力」という表現が、私もどっちが限定的なのかよく分からなかったので、事務局と正副で協議をしていたときに、「県の施策に協力し」のほうが限定的にならないというのであるならば、そちらのほうが、幅広い捉え方のほうがいいのかということ案としては書かせていただきましたが、いかがでしょうか。ここもよろしいですか。では、このような形にさせていただきます。

それでは、第6条の「事業者の役割」についてお願いいたします。

事務局：事業者の役割につきまして、まず20番でございますが、事業者の役割について、大手の事業者については具体的な例示を記載すべきであるというご意見がございました。回答につきましては、事業者には様々な規模の形態、業種が存在し、それぞれの事業者が実施する合理的配慮の内容にも違いが生ずると考えられることから、条文上では例示をしないものと整理しております。合理的配慮の例につきましては、条例の運用の中で具体化が図られることが望ましいと考えております。

それから21番、手話の使用だけではなく筆談やIT機器等を利用した方法についても配慮することを書き込めないか。こちらは、本条例は手話に関する策を推進するものであることから手話に特化した内容とさせていただいております。

それから22番でございますが、障害者差別解消法においては、事業者のサービス提供における障がい者への合理的配慮が努力義務とされている。一方で、障害者雇用促進法においては、事業者と障がい者が雇用関係にある場合における合理的配慮は義務とされている。従って、雇用関係における合理的配慮については、努力規定ではなく義務規定とすべきである、というご意見をいただきました。これに対しまして、障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用について合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し努力義務としています。

それから23番、県内のハローワークには手話協力員が配置されているので、聴覚障がい者の雇用定着指導の際にはハローワークと連携をとることを規定すべきである、とのご意見でございます。回答としましては、聴覚障がい者の雇用等に関して、ハローワークとの連携は重要なことと考えていますが、本条例案は手話に関する施策を推進するものであり、その趣旨からは雇用定着指導に関して規定することはなじまないと考えております。

委員：ということで、事業者の役割のところ、大きく4つの意見についての考え方を整理させていただきましたが、ご意見はございますでしょうか。事業者に対してあまり強く義務規定を設けることによって、逆に雇用の窓口が狭められるのではないかとといった議論等も、この検討会ではあったように記憶しております。そういうことも踏まえて、こういう条文になってきているという経緯もございまして、そのあたりのことを説明させていただいてという内容にさせて

いただきました。

あと、ハローワークのところは、なかなかハローワークとの連携ということだけを出して書くのもちょっと趣旨がずれるのかなということもありまして、ここに書きましたように、雇用定着指導に関して規定することはちょっとなじまないかなという整理をさせてもらったんですけども、これについてこの形でいかがですか。よろしいですか。では、これはこのようにさせていただきます。

それでは、第7条の「計画の策定」のところにかかせていただきます。

事務局：計画の策定につきまして24番、手話に関する部会について当事者等、ろう者等や手話通訳者が構成員となることができるようにする必要がある。ということですが、手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。ということで、これはまた後で、附則の改正でご説明させていただきますが、検討会でも専門部会を設けて、専門委員を入れて、協議会以外のメンバーも入れるという規定を設けさせていただきますということにしております。

委員：これにつきましては、当然、検討会でもかなり議論があったところで、推進計画をきちんと作って、推進体制をきちんとすることが実効性を生むので、担保することになるので大事だよねという議論の中で、資料5のところの、後ほど議論いただきますけれども、三重県障害者施策推進協議会のところの条例一部改正も同時に行って、ここに部会を設けていただいて、推進体制をしっかりとっていくということになっております。その中には、当事者の皆さんも部会のメンバーとして入っていただくというようなことで、規定をさせていただきますと、検討会の中で議論が既にされておりますので、その説明を書かせていただいて、ご指摘のとおりということで、ご説明させていただきますという内容にさせていただきました。これでよろしいですね。もう既に議論こういう形でさせていただいたということで。それでは、ここはこのような形にさせていただいて、後にまた条例改正の附則の改正のところは少し中身の議論をしていただきたいと思います。これに対する回答はこのようにさせていただきます。

次に、第8条の「情報の取得等におけるバリアフリー化等」のところについて、事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局：それでは、「情報の取得等におけるバリアフリー化」ですけれども、25番目の項目としまして、①について、「県政に関する情報」とあるが、県政のみに限定するのではなく、単に「情報」とすべきである、というご意見でございます。こちらに関しましては、第8の①では、県が行うものを規定するという観点から、県政に関する情報の円滑な取得等を規定しています。他方で、日常生活における情報の取得等に関しては、②で規定をさせていただいております。

それから26番。①について、「手話による情報の発信等に努めるものとする」とあるのは、発信ではなく、条文の見出しのように、「手話による情報の取得

や発信などにおけるバリアフリーに努める」としてほしい、というご意見でございます。第8の①では、ろう者が県に対してその意思を表示することができることも含めており、これが発信にあたるということで、「手話による情報の発信等」の「等」にはその趣旨が含まれている、ということでございます。これもまた解説にそういった意味であるということを書かせていただきたいと思います。

それから、27番でございますが、②について、手話通訳者はろう者だけに必要なのではなく、手話のできない聴こえる者にとっても必要であることから、「及び他人との意思疎通を図る」とあるのは、「及びろう者と他の人の双方が意思疎通を図る」とすべきである、との意見をいただきました。手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得の円滑化に焦点を当てているという観点で規定しておりますので、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むというふうに考えております。

それから28番。②について、「手話通訳者等の派遣」とあるが、十分な能力を有する手話通訳者以外のものが派遣されると困るため、手話通訳者の派遣と修正すべきである。続きまして、第9の人材育成に関しても、「手話通訳者等」ではなく、「手話通訳者」と表記してほしいというご意見でございます。こちらは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業というのは、今、県でも実施しているんですけども、こちらの国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとしていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても派遣することができるというふうにされていることから、「手話通訳者等」というふうに規定させていただきました。手話通訳を行う人材の育成については、幅広く人材を確保するという見地から、手話奉仕員等も含めるため、「手話通訳者等」と、こちら第9条の人材の育成の方では、規定をさせていただいたということでございます。

それから29番ですけども、③において、災害時等における措置について規定しているが、災害時等においても、②の日常生活における措置と同様に手話通訳者の派遣等が必要になる。従って、災害時においても手話通訳者派遣等の措置が講ぜられるように、条文を修正すべきである、というご意見をいただきました。それにつきまして、災害時等について、必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るため、「市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努める」としており、この措置の中に必要な措置の中にももちろん手話通訳者等の派遣も含まれていると考えております。

委員： ということで、第8条のところは、大きく5つに分けてまとめさせていただいて、それに対する考え方を書かせていただきましたけれども、皆さんのほうでご意見はいかがでしょうか。ここは、このタイトルの「情報の取得等におけるバリアフリー化等」というところも、確か検討会でもいろいろなご意見をいた

だいて、こういう項目、タイトルにさせていただいたというのもあります。その思いのところは、このご指摘いただいている内容は、我々が議論した内容とこれも合致しているというか、もう含まれている内容なのかなという印象は受けまして、そのような説明を書かせていただきました。それから、「手話通訳者等」の表現は、確かにこのご指摘のとおり、きちんとできる人資格を持った人が来てもらわないと困るとするのはそのとおりなんですけれども、ここで言うところの「手話通訳者等」の「等」は、それ以外の誰でもいいというわけではなくて、法に基づくところの手話奉仕員というの、法では含まれているということを意味する「等」であるということで、ご理解をいただけるのかなというふうに思っています。そういう意味合いの「等」であるということでもあります。それから、災害時のも、具体的に個々には色々書いてありませんけれども、必要な措置というところに当然ここにある手話通訳者の派遣というのは、最も必要な措置であるというのは当然だと思いますので、そこに含まれていますよという説明にさせていただきました。いかがですかね。そんな感じでよろしいですか。

委員： その件に関してはいいんですけれども、1点、聞かせてください。当検討会の考え方の方の手話奉仕員、先ほどの「手話通訳者等」というところで、こちらに「手話奉仕員等も含めるため」とこっちは書いてあるんですが、手話奉仕員であったりとか、手話通訳者という理解だったんですが、逆にここに「手話奉仕員等」の「等」というのは他にどういう。こちらからの考え方として説明をするときに、そういう方も含まれてくるという言い方だと、ちょっとどうなのかなと思ったんですが。

委員： 28の上段の方は「手話奉仕員についても」やけど、下段の方で、「手話奉仕員等も含めるため」と書いてある。この「等」は何か意味があるんですけど。

事務局： これは、手話通訳者等の持つ意味の定義が難しいところでありまして、「派遣する手話通訳者等」の場合は、当然手話通訳者と同等の能力を持った奉仕員ということですが、この条例の対象を幅広くするために手話通訳者以外にある程度手話のできる人も人材として増やしていくということで、人材の育成のところでは「手話奉仕員等」という言葉を使わせていただいたということでございます。

委員： 人材を増やしていくために、手話奉仕員とある程度手話ができる方を一緒にしてしまっているのかなという感じがするんですが。

委員： これ、第9条のほうですね。今、まとめて第8条での説明をしてしまいましたけど、この28のところの上の「手話通訳者等の派遣」というところの「等」はちゃんと通訳ができる方ということで、手話通訳者と手話通訳者と同等の能力を持った手話奉仕員ということ。この下に「手話奉仕員等」と第9条で書いてあるのは、ここは人材育成のところだから、もう少し幅広くという説明で、8条と9条で意味合いが違うという、今の説明ですね。8条だけのつもりが9

条も一緒に書いてしまっていましたね。9条のところですね。この下の表現のところは。ですから、この条文でいくと、第8条の第2項にある「手話通訳者等」の「等」と、今の説明だと第9条にある「手話通訳者等」の「等」は違うということですよ。事務局の今の説明だと。下のほうの第9条の「等」のほうは、幅が広いという捉え方ですね。

事務局：そうですね。この条例では「手話通訳者等」というのを手話通訳者及びその他手話を使用できる者という幅広い定義をしてありまして、それぞれの条項においては対象とする手話通訳者等というものが実際に手話通訳者と同等となる者、それ以外のものも含めて幅広い読み方もできるように幅広い形で「等」という言葉を使わせていただいております。

委員：という説明ですが、どうですか。

委員：はい。

委員：先ほど委員が質問をした8と9の「手話通訳者等」の解釈が違うのかということはどうなんですか。一緒ですか。第8条と第9条の「手話通訳者等」は。

事務局：条例としては、幅広い手話通訳者等ということでございますので、読み方としては、第3条にありますように、手話通訳者その他手話を使用することができる者というのを「手話通訳者等」としてありまして、第8条だけは、想定として、実際には事業としてすでに国の事業でそういった者を対象としておりますので、そういった者を考えるということでございます。ですので、例えば9条の部分を本当の手話通訳者だけに限るというのであれば、ここの「等」は条文から取っていただくということも内容に応じてできるのかなと思います。

委員：一緒だというのは分かったんですけども、そのこっちの資料1のほうの、先ほど委員が話されていたみたいに、28の上段と下段で、第8条と第9条のそれぞれの説明があるときに、下のほうは、「手話奉仕員等」と書いてあって、上は「手話奉仕員について」というふうに書いてあるので、手話奉仕員を規定するものは手話奉仕員、手話通訳者それ以外の人材というのを想定してこの解説文は書いてあるのかどうかという質問だったのかなというふうに思うんですけど。

事務局：少し再度整理させていただきますと、第8条第2項と第9条に「手話通訳者等」という言葉が使われておりますけれども、「手話通訳者等の派遣」というところの部分にかかる「手話通訳者等」につきましては、先ほどの意思疎通支援事業における手話奉仕員を含むという「等」になっております。第9条の前半の「手話通訳者等及びその指導者の育成に努め」——こちらの部分に関しましては少しそれよりも幅広く人材を育成するという趣旨で手話奉仕員以外の者も含めております。例えば他県でいきますと、鳥取県においては、「地域において手話を使用することができる者」もここの育成に含めるというようなことを書いてありまして、それを受けて群馬県では「手話通訳者等」の育成に努めるというような書き方をしておりますので、手話奉仕員以外にも地域で覚え

て使っていただくことができる人、そういった方に関しても広げていくことによって、より手話を普及させるという趣旨が含まれておりますので、第9条の前半部分の「手話通訳者等」につきましては、そのように少し幅広のものであるということでご理解いただきたいと思います。

委員：分かりました。

委員：ということですので、第3条のところでは手話通訳者等、以下そう表示するという規定はしてあるものの、その幅というのは、が条文によっては少し捉え方が違うという理解をしていただくということですね。その解説が今、説明にありましたような形で、第8条と第9条のところの幅が違うというところで手話奉仕員という説明も、これは第8条については、法で決まっていますので、手話奉仕員のみと。人材育成をしていくところは手話奉仕員だけに留まらずという意味で「等」という表現が入っているという理解をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。他にどうですか。この第8条、第9条のところでご意見ございますか。

委員：ちょっと蒸し返して恐縮なんですけれども、この8条の②のところの手話通訳者等の派遣のところでは、手話通訳者及び手話奉仕員という書き方のほうが分かりやすくなるという感じではないですかね。

委員：なるほど。他は、手話通訳者等というのは第3条で規定されてあるから使うけれども、第8条のところはむしろ限定されているじゃないかということですよ。その書き方どうですか。法的にどうかということですね。

事務局：国の規定をもう一回見直さないとなんかですけど、確か単純に奉仕員ではなく、手話通訳者と同等の能力を有する奉仕員を派遣できるということであつたかと思います。全ての奉仕員ではなくて、それなりの能力を持った方を派遣できるという表現にしないと奉仕員だけだとちょっとあれかなという気はします。

委員：そこは整理一度、法律がどういう幅になっているかということと、ここは当然合わせるという話のところですので、一度調べていただいた後、例えば、その言葉をずばり使ったほうが分かりやすいじゃないかということであれば、その言葉にするということでもよろしいですかね。その言葉が先ほどの話で結構長い解釈の文章になっている場合は、条文上「手話通訳者等」のほうが分かりやすい、整理がきれいにできるということであればそういう形で。一度ちょっと国の法律を調べていただいてということにさせていただきたいと思います。8条の②ですね。「手話通訳者等」の書き方。

他にはいかがですか。よろしいですか。それでは、8条、9条はこのようにさせていただいて、次は10条ですね。手話の普及等のところについて説明をお願いします。

事務局：第10の「手話の普及等」につきまして、30番ですが、文章が難しく、なかなか理解できないところがあった。特に「涵養」という言葉は初めて見る言葉

で、もう少し分かりやすい言葉で表現していただきたい、ということで、第10の③の文章につきましては、パブコメ以外にも、事務局の中の見直しでも、共生の精神は、なかなか難しい部分がありましたので、検討させていただきました。資料3の4ページですけれども、「共生社会についての理解の増進に資する」と、こういった形に修正させていただこうかと考えております。

委員： ということで、第10条は、確かに、最初「共生の精神の涵養」という言葉で、ご指摘のとおり非常に分かりにくい言葉で、もう少し分かりやすい言葉を使ってほしいというご意見もいただきました。それはもうご指摘のとおりだなということで、先ほどの資料3を見ていただくと、先ほどの「共生の精神の涵養」という言葉を「共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ」という形で修正をさせていただけたらなということで書かせていただきました。ご意見はいかがでしょうか。

委員： 「共生の精神の涵養」というのは、非常に難しい言葉だと私も思っています。「共生社会についての理解の増進」としていただいたんですが、「共生の精神の涵養」は、共生社会についての理解だけではないような気がするんですね。自分も他の人と一緒にやっ払いこうとする意思であったりとか、そういう部分の育成というか、そこも含んでいるので、「共生社会についての理解」だけでは、ちょっとあまりにも限定しすぎかなと。もっと幅広いものを「共生の精神の涵養」ということで表すのではないかなというふうに思うんです。でも、では、どんな言葉にと言われると非常に苦しいんですけれども、そこについてどう思われるか、お聞きしたいなと思います。ちょっと狭い気がします。

委員： 事務局どうですか、この言葉。言葉は変えれば、まったく同じものにはならないのかもしれないですけど、幅が狭まるという今の指摘についてはいかがですかね。

事務局： こういった言葉にさせていただきましたのも、「共生社会」という言葉自体が条例の目的にあり、基本理念においても、「共生社会の実現」ということが目的になっていますので、条例の中に使う文章としては、こういった条例の理念、目的である共生社会について手話を学習する中で理解していただける。これは今までのご意見の中でもありますように、聴覚障がいとか色々な部分において、共生社会を学んでいく、理解する上でそういった理念が身につくという形で、「共生社会」という言葉を条例の目的等に出てくる言葉として使わせていただいております。

委員： 言葉で聞くと、すごくよく理解します。言いたいのは、共生社会を作る一員としての意欲増進みたいな、そういうニュアンスも含まれているということがこの言葉で分かるといい。「理解」がその主体性を全部包括しているという捉えであればそれでいいと思うんですけど、絶対これではだめだということではなくて、それが全部含まれているということであれば、それでいいです。

事務局： もともと、「共生社会」というのが、違った他の人たちを尊重しながらお互

いに生きていく社会ということです。そういった社会を理解するということが、先ほど言われたような考え方も含まれているのかなと考えてはおりますが。共生社会という言葉自体がもう、私も前に、多文化にいたんですけど、多文化共生といっても、外国人がお互い尊重しあって暮らしていける、それぞれが能力を発揮できる、そういった社会のことを共生社会、多文化共生社会といいますので、この共生社会の中にはそういった理念をもちろん含んでということで、条例の目的にも、基本理念にも、挙げさせていただいているというふうに考えております。

委員：そういう主体的な、委員が言われるような思いも当然含まれた意味での、そもそも共生社会という文言を目的とか基本理念に使ってきたことがそもそもそれは含まれていますよということで、ここでの学習のところにもその意図は入っていますという説明で、ご理解よろしいですかね。

委員：はい。

委員：「共生の精神の涵養」という言葉よりはちょっとわかりやすくはなるのかなという気は正副でも話をしていて言っていたところです。まだ後ほどの全体をおしたところで、こんな言葉を思いついたということがあればぜひまた言っていただきたいなと思いますが、10については、修正をさせていただくということで、よろしく願いいたします。それでは、11条のところよろしく願いします。

事務局：11条の「ろう児等の手話の学習等」ということで、31番ですけれども、「ろう児」という表現では、難聴児や中途失聴児が含まれるのかどうか分からなくなる。また、聾学校だけを対象としていると誤解されるおそれがある。したがって、「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」などの表現にすべき。

それから、第11の目指すべきことと見出しが合っていないと思われるため、見出しを「聞こえない子どもが手話を学び又手話で学ぶ環境の構築等」とすべきである、というご意見をいただきました。こちらは、ろう者の方と同じような考え方にはなってくるかと思えますけれども、本条例案における「ろう児」は「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、ということで、こちらは11条のほうにも冒頭に「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）」と定義づけの方をさせていただいておりますので、難聴や中途失聴の児童等も含んでいるということで、また「ろう児」については、ろう学校に在席するものに限定はされないということでございます。

それから、「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲等が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにご理解いただきたいと考えております。

それから、その下、手話の教育を受けることができる環境の整備や手話に関する学習の機会等の確保を含め、簡潔に表現するものとして「手話の学習等」

という文言を採用しています。ということで、これは「聞こえない子ども」の後の「手話を学び又手話で学ぶ環境の構築等」について、簡潔に言わせていただいているということでございます。

委員：という説明で、第11条については、「ろう者」のところでも出ていたのと同趣旨のご意見なのかなというふうに思っています、それに対する考え方としては、検討会でこういうふうに整理をさせていただこうということで案を作らせてもらいましたが、皆さん、いかがでしょうか。

ご意見のとおり、趣旨は良く理解できる場所ですけれども、表現の仕方として、逆に先ほどの「ろう者」のところでもそうでしたけれども、「手話を必要とする子ども」、「聞こえない子ども」とすることによって曖昧になってしまう部分もあるなということで、「ろう児」という言葉を使わせていただくほうがより正確にというか、これに代わる言葉はなかなかないのかなということもありまして、使わせていただくということでありますが、よろしいですかね。それでは、次に13条へ移らせていただきます。13条について説明をお願いいたします。

事務局：第13の「手話に関する調査研究」でございますが、まず32番、手話に関する調査研究の成果は、広く社会に帰すべきと考えるため、「手話の発展に資するため」とあるのは、「手話の普及及び発展に資するため」と修正すべきである、ということでございますが、調査研究の成果は手話の普及にも役立つと考えられることから、「普及」の言葉を追加させていただきます。

それから33番。条文について、「県は、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行うものとする」としてほしい、ということでございます。回答といたしましては、手話については、ろう者及び手話通訳者等が通じている、よく知っているということから、第一義的には、ろう者及び手話通訳者等の調査に委ねることが適切であるとの観点から、原案のように規定しています、ということでございます。

委員：ということで、第13条について大きく2つ意見をいただいています、1つ目の「手話の発展」というところを「手話の普及及び発展」にしてはどうかという提案については、ご指摘のとおりだということもあって、そのように修正をさせていただけたらなと思って、案を作らせていただきました。

2つ目のところについては、「第一義的には」と今説明もしていただきましたけれども、ろう者及び手話通訳者等の調査にまず委ねるというほうが現実的なのかなということで、こういう条文にしてありますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

委員：意見の意義はよく分かるんですけども、この「普及」というのが別の段階で2回出てくるので、トートロジーのような、同義反復のような感じがすごく今しているなと思いました。その「手話の発展」というところの中には、そもそ

も手話が普及されることを、技術的に発展するものもあれば、エリア的に広がっていくこともいずれも手話の発展になるのかなと思うと、ここは原案どおりでも良くて、手話の普及とあとに出てくる研究の成果の普及というところの混同が、感覚的にはすごくイメージ的に混同してくるんですけど、それを考えると「普及及び」はなくてもいいんじゃないかなと。その思うところの趣旨はそんなに変わるものではないのかなと思っているので、そこはいらないかなというふうには感じるんですけども、皆さん、どうでしょうか。

委員： 条文上の美しさという、これは、なかなか条文をつくるマニアックなところに入っていくと、その美しさとかいうことになってくるのかなと思って、ご指摘もよく分かりますね。皆さんいかがですか。普及、普及と来るのは、ちょっと引っかかるかなとのも分からないでもないんですが。発展させることに普及も含まれているのか、「普及及び発展させるために」と書いたほうが分かりやすいのか、ということの違いもあるかなと思いますけど、いかがですか。原案のとおりにするか、正副では、このご指摘も踏まえて「普及」と入れたらどうかなどは思ったんですけども。

委員： 抜本的なことで、「手話の発展」といいますと、どういうことをイメージするとよろしかったんでしょうか。

委員： ちょっと幅広い部分もあると思うんですが。

事務局： 要は、「手話の発展」といいますと、今、手話という言葉自体が地域から自発的に成り立ってきたものであって、例えば地域で使われている語彙にないものがあったりとか、そういった新しい言葉なども今、手話通訳問題研究所だとか、そういうところでは新しい標準手話を作ったり、全国的に通じる手話とか、そういったことを含めて「発展」ということではないかと認識しております。

委員： よろしいですか。「発展」の説明について。調査研究をどんどんこれからもやっていくことを県も支援していくという条文の趣旨ですので、それが当然発展していくために、あるいは普及していくためであるのは、当然といえば当然のことなんですけど、その調査研究の成果として、それが手話の発展とかあるいは普及をもたらすというのは当然のことなので、これが例えば、「普及及び発展」であろうが、「発展」であろうが、正直あまり大きなこだわりはいらないのかなという気は、今の委員の指摘も含めて感じるころではあります。ただ、どっちかに決めるということで、どうしましょうか。

委員： 先ほどから言われていますように、普及することによって発展していくというふうには捉えられると思いますし、普及が2回もくるというのはどうも文面的にもしっくりこないの、「普及」の付け足しはいらぬ。初めの原文どおりでいいと思います。

委員： というご意見も出ましたが、いかがですか。よろしいですか。原案のほうへ、正副案では「普及」を入れましたが、最初の案に戻させていただくということで、そのほうが条文上美しいと。表現、内容は大きく変わらないという部分

だと思しますので、調査研究のところですから。「県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする」という形にさせていただきたいと思ひます。よろしいですかね。

それでは、最後に、14条をよろしくお願ひします。

事務局：第14の「財政上の措置」でございますが、34番で、「努めるものとする」ではなく、「講ずるものとする」、「講じなければならない」とすべきである、というご意見でございます。当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめております、ということでございます。

委員：ということで、この第14条に対しては、これも既に検討会で議論が結構あったところで、思いとしては、確かに、「講ずるものとする」、「講じなければならない」という義務規定にしたいところではあるんですけども、ここは他の条例との兼ね合いとかを考えると、なかなか財政上の措置について、知事の予算権を考えると、やはりここは義務規定にするのは非常に難しいのではないかなということから、「努めるものとする」と検討会で議論があった末にさせてもらったという経緯がございますので、そのことを説明させていただくということなんです。思いとしては予算がいるということは当然ですから、予算措置について強く議会としてもこれから求めていかなければいけないと思ひていますが、条文としては、この形でご理解いただけたらなということ、お願ひできればなと思ひます。ということで、よろしいですかね。ここまで。

最後、この全般のところ、具体的な施策に関する要望がかなりいくつかありまして、それを列記させていただいて、これについては今後、推進体制ができて推進計画をしていく中で、具体的な施策の話ですので、極力こういうことをやってほしいということ、求めていくという内容なのかなと。条例の条文というよりは、具体的にこういう施策をしてほしいという意見がたくさんありました。ここは、それでいいですか。35についての説明は。

事務局：それで結構でございます。

委員：ということで、ここまでの条文の修正等、皆さんに議論していただきたい内容でありました。次に、②は、条例の内容等の確認に関する、この内容はこういうことですかという確認の意見もいくつかいただいております、これは条文をどうこう変えてほしいとかではなくて、確認のものだけ、②に整理をさせていただきましたので、②について、事務局から説明をいただけますか。

事務局：それでは、条例の内容等の確認につきまして、意見とその内容について説明させていただきます。まず36番で、「ろう者」には「盲ろう者」も含まれるか、ということでございますが、当検討会でも検討した中で、本条例案の「ろう者」というのは「盲ろう者」も含まれるということでございます。

それから、37番、「聴覚障がい」、「障害者計画」というようにひらがなと感

じが混在しているのはなぜか、ということでございますが、三重県では、公文書において「障害」をひらがなの「障がい」と表記することとしておりまして、条例においても「障がい」を使用しておりますが、法律名や法律上の用語、これは固有名詞として既にあるもの、こちらに関しては、漢字をそのまま引用することとしているということで、例えば、障害者基本法、障害者計画、三重県障害者施策推進協議会については、既にこういう名称がございますので、こういった形で表記させていただいているということでございます。

それから、38番ですけれど、知事の政策集において、手話言語条例の制定に向けた検討を行うこととされており、健康福祉部において具体的な協議が始まっていたが、なぜ手話言語条例は議員提案条例となったのか。また、そのメリットは、ということでございますが、検討会はそれが決まってから集まられた中なので、なかなか検討会では答えにくいかなとは思いますが、知事が政策集に手話言語条例の制定を挙げていたことは承知していますが、議会においても「手話言語法の制定を求める意見書」を可決するなどの取組を進めており、議員にも条例案の提出権があることを踏まえ、議会において手話の普及等についての政策立案を行うため、当検討会の設置が提案されました、ということでございます。そして、議員提案条例として検討することについては、議員が構成員となる検討会において検討することにより、多様な民意を汲み上げることができるというメリットがあります。また、部局横断的な事項についても、柔軟に検討を行うことができるというメリットがあります、ということです。当検討会では、関係団体からの意見聴取や他県の条例制定状況の調査などを実施し、それらの意見を踏まえて条例案の検討を行っています、ということでございます。

それから、39番、目的の部分ですけれども、「その意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」とあるが、このような社会が実現したのかどうか永続的に実態調査をするのか、ということでございますが、本条例に基づく施策の実施状況については、議会としても今後とも監視・評価していきたいと考えています。

それから40番、県の責務。「手話を使用しやすい環境の整備」とは何か。「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成、人材育成及び派遣などを想定しています。ということでございます。それから、「手話通訳者」と「手話通訳者等」はどのように異なるのか。これは先ほどもございましたけれども、本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者——国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」とそれから県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」、これが手話通訳者というふうに規定しております。「手話通訳者等」の「等」は手話奉仕員などを指している

ということでございます。

それから、42番、「手話の普及に努めるものとする」とあるが、手話通訳を行う人材の育成はどのように行うのか。これも計画の中で今後出てくる話だとは思いますが、手話通訳を行う人材の育成については、基本的施策として県が行うものとしており、研修の実施などが想定されています、ということでございます。それから、「必要な支援」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。これは、事業者の支援でございますが、ろう者がサービスの提供を受けるなどの場合に手話を使用しやすいよう、従業員に手話の研修を受講されるといった取組を行うことが考えられ、こうした取組を行いやすくするため、手話通訳者を派遣することなどが想定されています、ということです。

委員：ということで、これらについては、条例の内容の確認、質問という形でしたので、こういうふうに整理をさせていただきました。これはよろしいですかね。こういう形で。次に、③のところは整理したのがその他ということで、条文を具体的にこうしてほしいとか、そういうご意見ではなくて、色々な要望をその他いただいておりますので、③ということでその他で整理をさせていただきました。これについても事務局から説明をしてもらいます。

事務局：こちらは意見のご紹介だけということでさせていただきたいと思っております。44番。「手話で教育を受ける権利」、「手話を獲得する権利」、「手話を学ぶ権利」、「手話を使う権利」があることを、基本的考え方とするよう要望する。

45番。文章の意味、内容が分かりにくい。条例を手話で解説したDVDやパンフレットの作成を希望する。

46番。手話には日本手話や日本語対応手話があるが、この条例で「手話」と統一して表記していることに賛同する。

47番。手話を使用して意思疎通を図る全ての者の権利が保障される条例となるよう要望する。

48番。手話によって心がつながることがあり、手話はコミュニケーションにとって不可欠である。手話に関して理解と協力をお願いする。

49番。条例の取組は評価する。ただ、障がい者と健常者との公平・平等な世の中という点からすると、ろう者側の意見を尊重しすぎるように感じることも多々ある。例えば、現状でも、ろう者が手話通訳者等に依頼する際の費用には行政負担があるが、これを全て行政負担・施設負担に傾けるのでは、本来の公平・平等でないと感じる。決して障がい者を排除する意見ではないが、公平・平等の視点でろう者側からの歩み寄りの必要性もあると感じる。そうでないと、将来的に条例に縛られた健常者側からの不満が噴出しかねず、結果として名目のバリアフリーでしかなくなり、継続的な取組として成立しないおそれがあると感じている。

50番。目的についてですが、「相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能

力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」という目的はとても良い。

51 番。県民の役割で、一人でも多くの人に手話の面白さや楽しみを知ってもらいたいため、積極的に手話を広めることに関わっていきたいと考える。

それから、52 番。事業者の役割につきまして、第6条において、「事業者の役割としてろう者に対するサービスの提供時又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的配慮を行うよう努めるものとする」と謳われていることに深く賛同する。本市としても、手話の使用に関して合理的配慮を行うことの必要性を強く感じていることから、平成 28 年 4 月より窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある方の行政手続、相談に対するコミュニケーション支援を行っている。現在は週 1 回の設置になっているが、広く市民への周知に努め、行政サービスの向上に努めていきたいと考えている。

53 番、ろう児の学習につきまして、ろう児が教育を受ける際に、使用言語として手話を選べる環境を作るためには、保護者の理解も必要である。

委員：ということで、52 番だけは、今回各市町へも意見照会を求めていますので、ある市から回答がきたということで、これだけ堅い感じで、内容が行政の言葉だなとちょっと違和感を持たれたかも分かりませんが、52 番だけは市からの回答でありました。それ以外のところは、期待とかも含めたその他のところに要望ということでまとめさせていただきました。ここについて、ご意見よろしいでしょうか。ということで、全部で件数としては 236 件、個人がそのうち 140 件、関係団体からは 96 件と、たくさんの意見をいただきました。それについての考え方を今整理させていただいたということで、ご了解いただきたいと思えます。一応、この意見の対応はこのような整理にさせていただいて、全般を通じて何かありますか。もう一度、改めてここはというのは。

委員：資料 1—3 の 34 番、条例のほうで言います。第 4 条のところの題名について、ご意見いただいているんですね。「市町及び関係機関との連携及び協力」というところ。協力だけではあかんと違う、協働にしたらどう、という意見ももらっているんですけど、これについてどんなふうにお考えですか。

委員：関係機関の追加の議論はしましたけど、これは協力を協働にしてほしいという意見なのかな。

委員：一段進んだ関係をとということなので、そこまでは難しいという判断でそのままにされたのか、そこだけ確認させてほしいと思えます。

委員：これについては。

事務局：これにつきましては、ちょっと要約した関係上、抜けてしまったのかなということでございます。連携協力のほうに「協働」も含まれているという趣旨ではございますが。

委員：「連携及び協力」というと、「協働」と同じ意味になるということの整理をしてもらったのかな。

事務局：「協働」というのは、最近使用されている言葉ではございますけれども、従来は「連携及び協力」という言葉が使われてきたこともございまして、「協働」につきましても、連携協力という言葉とほぼ法制的に意味は近いのかなと思っております。こちらに関しては、連携協力ということで、既に表現されているということで、敢えて資料1のほうでは、まとめて整理をさせていただいたということです。私としましては、連携協力でその趣旨は表現されているものだと考えております。

委員：その趣旨が入っているんだったらいいなと思うんですが、協力というとそのまま立場を変えずにやるという感じで、協働というと一緒にやってやるというイメージがあると思うので、そういうニュアンスもここに含まれているというふうに理解をさせていただきます。

委員：そうですね。「市町及び関係機関との協力」ではなくて、「市町及び関係機関との連携及び協力」という書き方をしてあるということで、「連携及び協力」ということが「協働」という意味を表しているという理解で、私も関係機関を入れないといけないなというところは見ていて、ちょっと「協働」というところをしっかりと見てなかったところもありましたので、今の説明で、皆さんご了解をいただけますかね。「連携及び協力」でいくということで。他に、全般的にどうですか。

委員：これ、資料2は今からですか。これも含めて。

委員：資料2は今からですね。

委員：実は今のちょっと関連するんですが、資料2が終わってからにしようか。今の第4条の話なんです。

委員：今一応言っておいてもらおうかな。

委員：たぶん一番最初決めたときに、県はどうか、市はどうかという形の中で、県、市というのがあったと思います。そこに、「関係機関」というのを入れたことによって、市町の印象が薄れて、例えば、資料2の中にも市町が県の中に入っているんですね。これからすると、せっかくの第4条がこの資料2の中でも、県の責務の中に包含されてしまって、市町と関係機関を並列にするのがいいのか、あえて両方作る必要もないとは思いますが、その辺の書き方について、ちょっと違和感を感じたもんですから。

委員：なるほど。資料2のところは後ほど、という意味で条文のあれにも関わってきますので、今、委員から県の責務、それから県民の役割、事業者の役割、大きく責務・役割というのがまとめられている中で、県の責務のところと同じ行政というくくりで入ってきているのではないかと。これは別のほうがいいんじゃないかという意味だったと思うんですが、これは「※」で市町という、資料2でいくと書いてもらってあるんですが、ここは書き方としてどうですかね。

事務局：これは枠を市町と分けて作らせてもらう。市町と関係機関で薄まるという意見もございました。これは、別に枠を分けて、市町、関係機関との連携・協力

みたいな形でもよろしかったですかね。作る際には。

委員：書き方の問題やな。ちょっと資料2の議論になりますけど、委員のご指摘も踏まえて、県の責務と市町の役割は全く同じではないなということを含めると、この同じ四角を、書き方の問題ですけど分けてもらうということにしてもらいましょうかね。

委員：それともう1点。一緒にいいのか、並列に2つ書く必要もないとは思いますが、市町と関係機関が同列というのはどうなのかなという気もするんですが。ただそうは言え、2つを分ける必要がないような気もしますが、その辺はいかがですか。

委員：ここは連携協力の話なので、あらゆるそういうところ、市町だけではないよねということで、たぶんパブコメでいただいて、正副で議論したときも関係機関は連携の主体という捉え方なので、どっちが上でどっちが下とか、そういうものでもないのかなというふうに思っています。ですから連携の主体として市町もあり関係機関もあるという表現なのかなと思うので、言われるように、どっちがというものでもないのかなというふうには思って加えたんですけど、それでよろしいですかね。

委員：はい。

委員：他に、全体をとおしてよろしいですかね。それでは、このような形での検討会の考え方として取りまとめさせていただいて、もうすでに皆さん資料3を、今資料2もそうなんですけれども、資料2は概要ですが、資料3のところで、検討会案を先ほどのパブコメの意見を踏まえて、修正をした形にしたものを比較しながら今ずっと見ていただいていたと思うんですが、この修正部分の確認を今からさせてもらいたいなと思います。パブコメの意見以外にも、「、」を打つとか打たんとか、そういう軸の修正を少し事務局でもしてもらった部分もありますので、そのあたりを含めて事務局より今から説明をしてもらいます。

事務局：それでは、資料3をご覧ください。事務局でも、細かい条文化にあたる修正も行っておりますので、それと合わせて説明させていただきます。

まず、第1条の目的の部分ですけれども、こちら下線の部分、「活躍することができる社会」というのを「活躍することのできる社会」ということで、その前の段落、前の行に「安心して暮らすことのできる共生社会」とありますので、ここは書き方を統一させていただいたということでございます。

それから、続きまして、基本理念ですけれども、こちらは、パブリックコメントの意見を受けまして、「日常生活又は」を「及び」、それからその次の「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との」を「及び他人との」ということで修正をさせていただきました。それから一番下の段ですけれども、「基本的認識の下に、図られるものとする」、これを「、」を取らせていただいております。

続きまして、第3条ですけれども、こちらは条文の順番を変えさせていただ

きました。それで、第1項が県の基本的な合理的配慮ということで、今まで、第3項に観光の部分を書いてあったんですけれども、これは第1項の特出しという意味なので、近い項目のところに置くということで、順番を逆にさせていただきました。それから、第2項の中にあります「県内の観光地等」とございましたが、これは、条例は属地主義になりまして、「観光地等」と書けば、県内のということで規定されますので、この前の改正のときに県外からの観光客、県外を消させていただきましたので、「県内の」というのも敢えて入れる必要がないということで、削除をさせていただきました。

続きまして、第4条ですけれども、こちらは先ほどのパブリックコメントの意見に対応しまして、「市町及び関係機関」という形で表題と条文の中身変えさせていただきました。それから、第6条でございますが、事業者の役割の部分ですけれども、これは以前、「提供するとき、又は」とございましたが、これは「、」を取らせていただくということでございます。

それから、第7条の障害者計画の策定の部分ですけれども、ここに第3項と1項を加えさせていただきました。これは制定する際には、協議会の意見を聴くこととあったんですけれども、改正する際の規定がございませんでしたので、改正するときにも同様に、協議会の意見を聴くようにという部分を追加させていただきました。

それから、第8条ですけれども、こちらの方も点の整理ということで、まず第1項「ろう者が、県政」というのも、点を取りまして「ろう者が県政」、それから第2項の「派遣、ろう者」も「派遣及びろう者」と修正させていただきました。それから第3項ですけれども、こちらは同じ表現が第2項等にも出てきますので、「取得し、円滑に意思疎通」というところを「取得し、及び円滑に他人との意思疎通」ということで、他の表現に合わさせていただきますということでございます。

それから続きまして、第10条ですけれども、先ほどご議論がございました「共生の精神の涵養」の部分について、「共生社会についての理解の増進」というふうに修正させていただきました。それともう一つは、句読点の問題で、「取組を促進する」ということで、「取組を、」とございましたが、これは取らせていただくということでございます。

それから続きまして、第11条ですけれども、ろう児の表現につきまして、「以下『ろう児』という」というのを、この条にしか出てこない条文ですので、「以下この条において『ろう児』という」というふうに修正をさせていただいております。

それから、第13条は、今「普及及び」と書いてありますが、先ほどのご議論で「普及及び」は取らせていただくということで、原文どおりということでございます。それから、附則でございますが、附則の2番にパブリックコメントの意見を受けまして、「この条例の規定については、この条例の施行の状況

を勘案し、必要があると認められるときには検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と新しく条文を追加させていただきました。

それと、施行日については、またこの後ご議論いただくということで、ここは省略させていただきます。

委員： ということで、先ほどの議論の中で、第8条の第2項のところの「手話通訳者等」については、法の関係も調べていただいて、もう少し具体的ななどというか、明確な言葉があるようでしたら、それに合わせるということでありますけれども、それ以外については、以上のような形でパブコメの意見を反映できるところはさせていただいて、あるいは字句の修正を事務局としてやっていただいたところもあります。こういう形にさせていただければと思いますが、先ほどの資料2のまとめ、概要も見ていただきながら、これら資料2、3について何かございますか。

委員： 第8条の第1項のところなんですけれど、「ろう者が、県政を」というところの点を消されていますけれど、これ読むと、「県は、ろう者が」、1つ目として県政に関する情報の円滑な取得、2つ目として県に対してその意思を表示するという2つの役割ありますよね。これは逆に言うと、点を打たないと並列にならないんじゃないですかね。ちょうど第2条の基本理念のところも、「手話が」で点が打ってあって、ここから3つ並列に手話の意義を出していますよね。なので、この場合も「ろう者が」で点を打って、県政に関する情報の取得の部分と意思の表示を並列にされたほうが、条文の表記としてはいいんじゃないかなと思うんですけど。

事務局： 8条につきましては、以前の案では、点を打っておりまして、こちらに関しましては、点を打つことによって、後ろのほうにすべてかかるようにするということがあったかと思うんですけども、第2項につきましても同じような表現ぶりがございます。第2項、第3項におきましては「ろう者が」の後に点を打っていないということもございましたので、こちらに関しては、第8条の中で整合性を保った方がよいだろうということで点を取らせていただいたということです。

「ろう者が」というものについては、情報を円滑に取得、それから県に対してその意思を表示することができる、この両方にかかるということで、意味内容の変更はないものと考えております。ご指摘のあった第2条につきましては、後ろの文が非常に長くなる関係がありましたので、「手話が」というのが前半だけにかかってしまうという誤解が生じやすいかなと思われましたので、こちらに関しては、「手話が、」というところの「、」についてはそのままにさせていただいたということで、ちょっとそのような違いを設けているという次第でございます。

委員： 第8条第2項の場合は、「ろう者が日常生活において」で一つの区切りで、そ

の後に「手話による情報を取得し」が1つ目で、「意思を表示し」が2つ目で、3つ目の「及び他人との意思疎通を図ること」ということなので、これはこの点の位置でいいと思うんですよ。第1項の場合は、県政の情報を円滑に取得が1つ目で、「及び」として2つ目が最後ということで、その意思の表示というふうになっているので、ここ逆に点を打ったほうがいいじゃないかなという気が。それか、「円滑に取得し、」の点を外して、「情報を円滑に取得し及び県に対してその意思を表示する」というほうがすっきりするかなと思うんですけどね。

事務局：何度も申し訳ございません。第2条につきましてですけれども、後半に関して、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る」というところで、こちらに関しては、「ろう者が」の後に点は打っておりませんので、第8条第1項の条文については、こちらとも共通するところがございますので、点を打たないことによって、後者にかからないということにはならないと考えられますので、私は、この点を外すということについて特段問題はないかなと考えております。

委員：今の説明だと、意味内容は、点があってもなくてもそう変わるものではないんだけど、先ほどの条文の美しさの問題で、おそらく第1項が「ろう者が県政に」ってここで点を取ったのは、第2項のところでも「ろう者が」で点がない、あるいは第3項にも「ろう者が手話により安全を確保する」と「ろう者が」の後に点がないので、それを揃えたということやね。美しさの問題でたぶんやっていたことだと思うんですが、今、委員が言われたような意味合いがそれで変わってしまうんじゃないかということだと、点の1個は重要だというふうに思っていて、それは今の説明で仮に点がなかったとしても意味合いは変わらないと。逆に、今、委員から提案があった「円滑に取得し、」の点も取ってしまったらどうかという話なんですけど、そのほうが逆に意味合いがイケるんじゃないかという、それだとやっぱり長すぎるんやろうか。それを取ってもいいのであればそのほうがいいのかという誤解を招きにくいのであれば、というのはどうですか。

事務局：第8条第1項につきましては、「取得し」の後の点を取ってしまいますと、その後の文も長くなってしまうというところがございますので、こちらについては、その他の条文でも、「取得し」の後には点を打っておりますので、ここに関しては点を打った上でということがよろしいかと思えます。

委員：そういうことなんです。

委員：わかりました。あんまりこだわりはないので。意味は一緒なのでいいと思います。

委員：他によろしいですか。全体的には。このような形の修正ということでもいいですかね。では、このような形で、条例文へ反映をさせていただきたいと思えます。次に、先ほども見ていただいていたんですが、資料4を見ていただいているので

すか。

事務局：先ほど「手話通訳者等」の部分で、どうするかというご意見があったかと思うんです。それで、国の事業の中では、その派遣できる者につきまして、「手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣することになるが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員も派遣することができる」という表現になっておりますので、要は、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員という形になるのかなと。

委員：正確に書こうとすると、「等」じゃなくて、「手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員」。ということは、「手話通訳者と手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員」というのが正確な言い方になるということやね。どうですか。

委員：その「手話通訳者と同等とみられる」というのは、手話奉仕員の力量を表した表現ということでしょうか。

事務局：手話通訳として行くからには、能力的には、ちゃんと手話通訳者なみの能力があることが必要だということから、これは定められているものだと理解しています。

委員：どちらでも。

委員：今の説明を聞くと、確かに具体的に法律どおり書こうと思うと、「手話通訳者と手話通訳者と同等の手話奉仕員」みたいな非常に長いことになるので、やはりここは、当初の「手話通訳者等」でいかせてもらうというのでよろしいですかね。では、そのようにさせていただきます。

ということで、その部分も OK で、資料 4 へいってもいいですか。

前文案の協議

委員：それでは、次に、資料 4 で、先ほどもちょっと見ていただいていたんですが、前文に関して協議をさせていただきたいと思います。前文については、前回たたき台をお示しし、ご意見をいただきました。その結果を踏まえて資料 4 のとおり作成しております。前文案について事務局の方で一度この修正したバージョンで朗読をしてもらいますので、よろしくをお願いします。

事務局：三重県手話言語条例案前文案。手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育

活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、共生社会についての県民の理解を深め、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

委員： ということで、前回、お示ししておりました前文案にパブコメの意見を加えたことと、前回ご意見をいただいたところですね、下線部のところで少し修正をさせていただいた形で作らせていただきましたが、この前文案についてご意見ございますか。前回もご議論いただいていますので、意見は出してもらっていますが、この際、他にございますかね。よろしいですか。前文はこういう形で。

委員： 最後の「共生社会の実現」というところと、さらにその下に「共生社会についての県民の理解を深め」と入れることによって、逆に分かりにくくなっているような気がするんですけども。

委員： さっきの条文を変えたことによって、ここを変えたんですね。「共生の精神の涵養」のところの文言がここに出てきたんですね。ただ、今、委員言われたように、ちょっとくどいかな。「共生社会の」というところが。

委員： 「共生社会の実現」というのが大きな目標だと思うんですけど、「共生社会への理解を深め」というふうに、先ほど委員からもあったようなものが出てきているので、なんかしょぼくなるような感じがするんですけども。

委員： ここは取ってしまうか。「求められている」で一回切れて、「また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される」。

取っちゃってもいいのかな。どうですか、事務局。

事務局：こちらは、特に取っても意味的にはつながっていくかと思います。

委員：委員が言われるように、確かに条文に合わせて変えたので、この文言が特出しみたいに出てきているようなところがあるんですけど、この段落の「このような状況に鑑み」からを読むと、共生社会の実現を図ることやそういう社会を実現していくことが求められている。これは重要なことであって、その次に、手話に関する施策を推進することが手話以外の意思疎通の手段を充実させることにも寄与して、全ての障がい者の情報の保障をする契機になることも期待されるという意味合いでいくと、無理にこれを入れる必要はないのかなというご指摘も、読んでみるとそうかなという気がするんですが、皆さんどうですか。取っちゃっていいですか。よろしいですかね。

では、ここ取らせてもらいますね。「共生社会についての県民の理解を深め」というのも敢えて入れないと。取っちゃうと変ですか。

委員：全ての障がい者の情報を保障することの契機になることも含めて、そのことが共生社会の実現に資するものになるのではないかなと思うんですけども。

委員：そのことを前段ですでにうたっていて、共生社会の実現を図ることやそういう社会の実現に寄与することが求められているということを言っていて、ということやね。その中の全ての情報の保障を図る契機になることが当然、共生社会につながっていくんだけど、それを前段に書いているもので、ここでもう1回言うとかどいよねという意味だったということですよ。

取っちゃっても意味合いは十分伝わるなということかなと思ったんですが、そういうことでいいですかね。

委員：最後にきてもいいような気もするですよ。「共生社会が実現されることも期待される」みたいな感じで。皆さんのご意見を。

委員：「このような状況に鑑み」の段落は、その初めに、共生社会の実現を図ること、ろう者が活躍する社会の実現をすることがまず1つ求められていて、また、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与するということなので、やはり、委員がおっしゃるように、「共生社会についての県民の理解を深め」を消せば、ダブらずに上手くいくんじゃないかなと思うんですけど。

委員：委員は、取るだけじゃなくて、どこかへ入れたいという。

委員：共生社会の実現ということが最大の目標なはずなので、順番はどうかかなと。

委員：私の理解では、基本的に言いたいことは、「このような状況に鑑み」からこの段落の4行目までですね、この条例の目的とか、基本理念に関する一番重要なというか、根幹のところ、「また」以下は、検討会で出た意見で、手話以外のことも、今回は手話に限定するとは言うものの、やっぱりそれも触れようねという意味合いだったと思うんですね。それで、入れてあることなので、だから、「また」とつながっているということであるので、別に順番がどうかとかではなくて、検討会での思いは、ここへ入れておきたいという部分だという

理解をしていただけるといいのかなと思うんですけどね。

委員：わかりました。

委員：そうやってするにしても、「共生社会についての県民の理解を深め」ということまで入れるとちょっと確かにくだいなと思いますので、これは取らせていただくという整理にさせていただきたいなと思います。他に、前文についてどうですか。これでよろしいですかね。それでは、前文は先ほどの部分だけ「共生社会についての県民の理解を深め」は取らせていただくという形で、後はこのパブコメの意見と前回皆さんが言っていた下線の部分等々、あと軸の修正したこの形で前文にしたいというふうに思います。

施行日の協議

委員：次に、三重県手話言語条例案の施行日について協議をいたします。この条例に基づく施策を実施するにあたっては、計画を策定する必要があるほか、一定の予算措置が必要となります。その点を勘案すると、計画の策定手続に関わる規定を公布日に施行し、その他の規定を平成 29 年 4 月 1 日に施行するという案が考えられます。このようにすると、計画の策定を速やかに開始しつつ、一定の予算措置を講じた上で条例を施行することができるという利点があります。

施行日について、ご意見、ご発言がありましたらお願いをいたします。計画を策定するということについて、後にありますけれども、その部会のことも含め、それを進めていってもらうことはもう公布日に即施行して、この条例自体は当然、計画がなければ、あるいは予算がなければなにも条例ができて動きませんので、施行を来年の 4 月 1 日という年度当初にしておく、来年度予算の議論の中でしっかり予算措置の議論もした上で、条例が施行できるということが一番スムーズかなという提案なんですけれども、それでよろしいですか。施行日を 29 年 4 月 1 日で。

委員：公布は、その条例が制定したら公布になるわけですね。

委員：はい。

委員：資料 2 の下のところに、計画策定手続に関する規定は公布の日に施行ということなので、要は、まず公布をして計画策定を先に始めていただくということになるってことですか。

委員：計画策定については、即施行していないと、計画策定してもらわないといけませんので、それは公布日に施行すると。それ以外の条例としては、4 月 1 日に、公布は可決したら公布ですけれども、施行は 4 月 1 日。そういう説明でいいんですよね。

事務局：それで、条例案の資料 3 の 5 ページに、附則を記させていただきましたので、そちらをご覧ください。

施行期日につきましては、「この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する」と。条例自体の施行は 4 月 1 日と。公布は、公報に登載した日が公布日となり

ます。「ただし、第7条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する」ということで、第7条に規定してありますのは、計画の策定と協議会の意見ということ。それから、附則第3項につきましては、三重県障害者施策推進協議会条例に部会を置いて、それから専門委員を置く、こういった部分だけを公布の日からすぐ施行するというように、計画の策定手続に関わるものは、もう公布した日からすぐ施行して、計画の策定にかかれるようにしていただくと、そういう内容でございます。

委員：それでよろしいですか。

委員：はい。

委員：施行については、それでよろしく願いいたします。

三重県障害者施策推進協議会に部会を置くための改正規定について

委員：次に、三重県障害者施策推進協議会に部会を置くための改正規定について協議いたします。先ほどもちょっと見ていただいたと思うんですが、資料5ですね。資料5を見ていただいて、三重県手話言語条例案では、手話に関する施策についての計画を三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定することとしていますが、それにあたり、部会を置くための規定を整備する必要があります。関係条例の改正方針等について、事務局に資料5のとおり整理させましたので報告をさせます。

事務局：それでは資料5をご覧ください。条例第7条で計画の策定にあつては、協議会に部会を設けるということになっておりますので、それに関して三重県障害者施策推進協議会条例の所要の規定を設けると、そういった改正の内容になっております。障害者施策推進協議会条例の改正の内容につきましては、まず三重県障害者施策推進協議会に専門委員を置くことができる規定、これは第4条に新設します。そして、同協議会の委員以外の者も部会構成員とすることができるということ、この協議会以外のメンバーでも、部会に入ってこれると、専門委員が入れると。ですので、当事者団体の方とか、そういった協議会以外の方も入れるような規定を設けるということとございまして、その次に協議会に部会を置くことができる規定、これを第8条に新たに新設するということとでございます。

「*」にありますのは、専門委員を置くことができる規定の新設に伴って、専門委員の報酬とか旅費の関係も出てきますが、これは「特別職に関する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」、この現行の条例でそこは対応できるということとでございます。2番で、条例がどう変わるのかというところで、ご覧いただければと思います。

まず、第4条に専門委員の規定をおかせていただきます。「協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門員を置くことができる。専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事す

る者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす」。ということで、ここで障がい者、当事者だとか関係の事業者、そういったものが入れるように規定しております。あとは条送りをさせていただくことがありまして、第8条に部会がございませんので、部会を新設するという事で部会の項目を置かせていただいております。

委員：関係条例の改正規定について、今、説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

委員：今までそうするとこういった事例が全くなくて、新たに専門委員制度というのを作って入れ込むというような理解でよろしいのでしょうか。それで、その話が、協議がまとまった段階でそれは解任するというようなことになるわけですか。

事務局：そうです。第4条と第8条が新しく加わることになったということは、今までそういった専門部会等の規定等はこの協議会にはなくて、今回新たに付けたということでございます。あと、当然、専門委員でございますので、審議が終わったら、基本的には終了するという形でございます。

委員：今まで部会がなかったやつを作ってもらわないと、「推進体制を」という議論が検討会であったのをどこかで作ってもらわなアカンというので、ここへ置いてもらうということで新設という話です。

委員：そうすると、他にもまた別の障がいの方々の専門的な研究だとか、施策を向上するためのものとして、これは位置付けて、生かしていけるという形でよろしいでしょうか。

委員：前の議論のときに、この手話言語条例に基づく推進協議会を、例えば、別個で設置するよりは、全体の障がい者推進施策の中に位置づけると、今、委員が言われたように、ひょっとしたらこれからまた何かそういう施策を推進していく体制を障がいの分野でというのが出てきたときに、部会を設置していけばいいので、そのほうが県として全体的な障がい者施策というのが上手くいくんじゃないかと、別個で作るよりは。ということで、前回議論したとおりでありまして、言われるように、今後そういう可能性は出てくるとは思います。

他はよろしいですかね。この関係条例の改正規定についても、このような形でさせていただきたいと思っております。

それでは、これで以上ですね。以上をもって、条例案に関する議論が終了いたしました。先ほど確認しました条例案に前文及び施行日を反映させたものを――先ほどの資料3のところ、正副座長案と書いてあるような形で条例案に施行日も反映させたものを最終案に確定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、これを最終案とさせていただきます。

今後の流れについて確認をさせていただきます。6月3日（金）の全員協議

会にて最終案を説明し、その結果を踏まえ、条例案の確定のため、予算決算常任委員会拡大理事会終了後に、この検討会を再度開催させていただきたいと思っております。よろしいですか。

全協で他の委員の皆さんから意見が出て、また例えば修正とかいうのがある可能性も当然ありますので、全協で説明し、皆さんの意見を聴いた後、検討会をさせていただくと。もうこれで OK ということであれば、簡単に終わる検討会になってしまうかも分かりませんが、予定だけしておいてください。それでは、そのようにさせていただきます。なお、全員協議会の際は、委員の皆さまは説明者側にお座りいただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。他に委員の皆さんからご意見がございましたら、発言をお願いいたします。これで、本日の検討会を終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は在席のままお待ちください。委員以外の方は、ご退室ください。

(15:20 終了)